

(検討)
 第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の道路運送車両法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
 (総合特別区域法の一部改正)

第四条 総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。
 第二十二條の第二十二項の表第一百條第一項の項及び第一百條第二項の項中「第一條」を「第七十五條の六第一項に定めるもののほか、第一條」に改める。

国土交通大臣 石井 啓一
 内閣総理大臣臨時代理
 国務大臣 麻生 太郎

政 令

総務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十九年五月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
 国務大臣 麻生 太郎

政令第四百十七号

総務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第七條第四項及び第二十一條第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

総務省組織令(平成十二年政令第二百四十六号)の一部を次のように改正する。
 第三條中第三十号を第三十一号とし、第二十九号を第三十号とし、第二十八号の次に次の一号を加える。

二十九 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。)第二十一條第一項の規定による情報提供ネットワークシステム(番号利用法第二條第十四項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。第二十六條において同じ。)の設置及び管理に關すること。

第七條第一項第十三号中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下この号及び第四十七條第四号において「番号利用法」という。)」を「番号利用法」に、「同号」を「第四十七條第四号」に改める。

第十九條第一項中「十人」を「九人」に改め、同條第二項中「大臣官房に置く」を削る。
 第二十条の見出しを「大臣官房に置く課等」に改め、同條中「五課」の下に「及び参事官一人」を加える。
 第二十六條を次のように改める。

(参事官の職務)

第二十六條 参事官は、番号利用法第二十一條第一項の規定による情報提供ネットワークシステムの設置及び管理に關する事務をつかさどり、又は命を受けて、総務省の所掌事務に關する特定事項に關する企画及び立案に参画する。
 附則第八條中「第十九條第一項」を「第二十条」に改め、「のうち一人」を削る。

附 則
 この政令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)附則第一條第五号に掲げる規定の施行の日(平成二十九年五月三十日)から施行する。

総務大臣 山本 早苗
 内閣総理大臣臨時代理
 国務大臣 麻生 太郎

地方公共団体情報システム機構法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽
 平成二十九年五月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
 国務大臣 麻生 太郎

政令第四百十八号

地方公共団体情報システム機構法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、地方公共団体情報システム機構法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第三十六号)附則第一條の規定に基づき、この政令を制定する。

地方公共団体情報システム機構法等の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十九年五月二十九日とする。

内閣総理大臣臨時代理
 国務大臣 麻生 太郎
 総務大臣 山本 早苗

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)附則第一條の規定に基づき、この政令を制定する。

御 名 御 璽
 平成二十九年五月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
 国務大臣 麻生 太郎

政令第四百十九号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)附則第一條の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣は、地方公共団体情報システム機構法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第三十六号)の施行に伴い、この政令を制定する。

第一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十六年政令第五十五号)の一部を次のように改正する。
 第二十六條中「第十九條第十二号」を「第十九條第十三号」に改める。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令及び財務省組織令の一部を改正する政令の一部改正)

第二条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令及び財務省組織令の一部を改正する政令(平成二十八年政令第三百三十二号)の一部を次のように改正する。

第一条のうち行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第二十六条の改正規定中「第十九条第十二号」を「第十九条第十三号」に、「第十九条第十三号」を「第十九条第十四号」に改める。

附 則

この政令は、地方公共団体情報システム機構法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十九年五月二十九日)から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎

ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十九年五月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎

政令第五十号

ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成十二年法律第八十一号)第五条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令(平成十二年政令第四百六十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第六条第六項」を「第五条第四項」に改め、同条の表中「以下「法」という。」第六条第一項を「平成十二年法律第八十一号)第五条第三項」に、「仮の命令」を「緊急禁止命令等」に改め、同表第二十六条の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二百二号)以下「改正法」という。)附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 改正法附則第五条の規定によりなおその効力を有することとされた改正法第二条の規定による改正前のストーカー行為等の規制等に関する法律第六条第五項の規定による意見の聴取については、この政令による改正前のストーカー行為等の規制等に関する法律施行令第一条の規定は、この政令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同条の表以外の部分中「ストーカー行為等の規制等に関する法律」とあるのは「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二百二号)附則第五条の規定によりなおその効力を有することとされた同法第二条の規定による改正前のストーカー行為等の規制等に関する法律」と、同表第十五条第一項の項中「ストーカー行為等の規制等に関する法律」とあるのは「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二百二号)以下「改正法」という。)第二条の規定による改正前のストーカー行為等の規制等に関する法律」と、同表第二十六条の項中「法」とあるのは「改正法附則第五条の規定によりなおその効力を有することとされた法」とする。

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

土地改良法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十九年五月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎

政令第五十一号

土地改良法施行令の一部を改正する政令

内閣は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十条第一項及び第二百二十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

土地改良法施行令(昭和二十四年政令第二百九十五号)の一部を次のように改正する。

第五十二条第一項に次の一号を加える。

六 津波又は高潮による海水の浸入のために農用地が受けた塩害の除去のため必要な事業(以下「除塩事業」という。)で法第八十八条第一項の規定により国が行うものにあつては、当該事業に要する費用の額の百分の十に相当する額

第七十八条第一項第一号中「第六号」を「第六号の二」に改め、同項第六号の次に次の一号を加える。

六の二 法第八十八条第一項の規定によつて都道府県が行う土地改良事業(除塩事業に限る。)にあつては、当該土地改良事業に要する事業費の額に百分の九十(農林水産大臣が津波又は高潮による海水の浸入のために農用地が受けた塩害の規模等を勘案して定める基準に該当しない事業にあつては、百分の五十。第十二号において同じ。)を乗じて得た額に相当する額

第七十八条第一項第七号中「第十一号」を「第十二号」に改め、同項に次の一号を加える。

十二 市町村又は前条第一号に掲げる者が行う土地改良事業(法第九十六条の四第一項において準用する法第八十八条第一項の規定又は法第四十九条第一項の規定により行う除塩事業に限る。)にあつては、都道府県が当該土地改良事業に要する事業費の額に百分の九十を超える割合を乗じて得た額を補助する場合におけるその補助に要する経費から百分の九十を超える部分の補助に要する経費を除いた経費の額に相当する額

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

農林水産大臣 山本 有二
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎

府 令 ・ 省 令

内閣府令第四号

総務省令第四号
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)別表第二の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十九年五月二十六日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎
総務大臣 山本 早苗